

大通達甲（交企）第7号
大通達甲（交指）第5号
大通達甲（運免）第9号
平成25年11月29日

簿冊名	本部	例規(1年)
	警察署	例規
保存期間	本部	1年
	警察署	常用

交通部各課・隊長
各警察署長
殿
(参考送付先)
警察学校長

交 通 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について
(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）が本年6月14日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第309号）により、改正法附則第1条第1号に掲げる規定は、本年12月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第310号。以下「改正令」という。）、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第72号。以下「改正府令」という。）、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（平成25年国家公安委員会規則第14号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（平成25年国家公安委員会告示第41号。以下「改正告示」という。）が本年11月13日公布され、本年12月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、無免許運転及び無免許運転幫助行為等に対する罰則の強化、自転車利用者対策の推進に関する規定の整備、外国運転免許証制度に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 無免許運転及び無免許運転幫助行為等に対する罰則の強化

(1) 趣旨

平成23年10月に愛知県名古屋市で発生した無免許のブラジル人による飲酒・死亡ひき逃げ事件や、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した無免許少年による通学中の児童等

10名が死傷した交通事故等、無免許運転による痛ましい交通事故は、依然として相次いで発生しており、無免許運転やそれを助長・容認する行為に対する制裁の強化を求める交通事故被害者の遺族を含めた国民の声が大きくなっている。

このような状況を踏まえ、無免許運転の根絶を図るため、無免許運転等に対する罰則を引き上げることとされたものである。

また、無免許運転を行うおそれのある者に対して自動車等を提供する者や、無免許運転となる者に対して自動車等を運転することを要求・依頼して当該自動車等に同乗する者といった運転者本人の周辺で無免許運転を助長し、容認している者が存在することも、無免許運転の根絶に至らない要因の一つとなっていると考えられることから、このような行為の禁止について、道路交通法（改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。以下「法」という。）で明確に規範化するとともに、これに違反した場合に、現状のように無免許運転の幫助犯として問擬されるよりも重い罰則が適用されるよう罰則が整備されたものである。

(2) 内容

ア 無免許運転等に対する罰則の引上げ

無免許運転をした者、無免許運転の下命・容認をした者及び偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者に対する罰則を、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金から3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げることとされた（法第117条の2の2第1号、第8号及び第11号）。

イ 無免許運転幫助行為に対する罰則規定の整備

(ア) 何人も、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けないで（免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することとなるおそれがある者に対し、自動車等を提供してはならないこととするとともに、当該違反により当該自動車等の提供を受けた者が自動車等の無免許運転をした場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととされた（法第64条第2項及び第117条の2の2第2号）。

(イ) 何人も、自動車等の運転者が免許を受けていないこと（免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車等を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が無免許運転をする自動車等に同乗してはならないこととするとともに、これに違反した場合には2年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すこととされた（法第64条第3項及び法第117条の3の2第1号）。

なお、前記の同乗の禁止の対象となる自動車から、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第6項に規定する代行運転自動車を除外することとされた（道路交通法施行令（改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。以下「令」という。）第26条の2）。

ウ 無免許運転に対する基礎点数の引上げ

無免許運転に対する行政処分の基礎点数を19点から25点に引き上げ、これに併せて、違反行為の種別から酒気帯び（0.25未満）無免許運転を削ることとされた（令別表第2）。

エ 安全運転管理者等の欠格要件に関する規定の整備

安全運転管理者等の欠格事由に、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為に係る罪を追加することとされた（道路交通法施行規則（改正府令による改正後の道路交通法施行規則（平成35年総理府令第60号）をいう。以下「府令」という。）第9条の9第1項第2号）。

(3) 留意事項

ア 無免許運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携して、改正法の内容について周知徹底するとともに、無免許運転を含めた悪質・危険運転の根絶に向け、一層の広報啓発活動を推進すること。

また、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する強力な取締りを推進すること。

さらに、無免許運転を行った者の周辺者に対する捜査を徹底し、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供した者及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗した者の検挙に努めること。

イ 改正規定の趣旨及び内容のほか、特に前記(2)イの無免許運転幫助行為に係る違反の構成要件、立証方法、捜査書類の作成要領等について、教養を徹底すること。

2 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

(1) 自転車の検査等に関する規定の整備

ア 趣旨

平成24年中の交通事故のうち自転車関連事故が約2割を占めるなど、自転車関連事故の防止が交通事故抑止を図る上で課題となっている。最近では、スポーツ感覚という本人の趣味・嗜好により、制動装置不良自転車（法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車をいう。以下同じ。）を運転する者が見受けられ、これまでに死亡事故や重傷事故を引き起こしているほか、平成24年中の自転車による交通違反の検挙件数のうち、制動装置不良自転車運転で検挙された者は26.8%を占めるなど、制動装置不良自転車の運転の防止を図るための仕組みが必要となっている。

このため、それ自体が危険な乗り物と言える制動装置不良自転車を道路交通の場から排除するため、警察官による停止及び検査並びに応急措置命令及び運転を継続してはならない旨の命令の規定を設けるとともに、これらの規定による警察官の停止に従わない者等に罰則を科すこととされたものである。

イ 内容

警察官は、制動装置不良自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査することができることと

するとともに、警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた場合には、5万円以下の罰金を科すこととされた（法第63条の10第1項及び第120条第1項第8号の3）。

また、警察官が制動装置不良自転車と認められる自転車を停止させ、制動装置について検査をした場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとするとともに、これらの命令に従わない場合には、5万円以下の罰金を科すこととされた（法第63条の10第2項及び第120条第1項第8号の4）。

ウ 留意事項

制動装置不良自転車運転の取締りについては、従来より推進してきたところであるが、今般の法改正により、これまで任意で求めてきた制動装置不良自転車と認められる自転車に対する停止、検査等の措置について根拠となる規定が新たに設けられた。

このような趣旨を踏まえ、今後、警察官が制動装置不良自転車と認められる自転車を認めた場合には、積極的に停止を求めるなどするとともに、これに従わない自転車運転者に対しては、刑事罰の対象となることを教示するなどにより、制動装置不良自転車運転（法第63条の9第1項違反）の取締りに努めること。

また、自転車利用者に対しては、交通安全教育や交通指導取締りを通じて、改正規定の内容の周知に努めること。

(2) 路側帯の通行に関する規定の整備

ア 趣旨

自転車を含む軽車両については、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができることとされているが、これまで進行方向に係る規定がなく、道路の両側に設けられた路側帯を双方向に進行することが可能であった。このため、路側帯における軽車両同士の接触事故等の危険性が認められたほか、軽車両の通行ルールが路側帯と車道で異なる複雑なものとなり、通行ルールの徹底を促すに当たっての障害ともなっていた。

そこで、本改正は、路側帯における軽車両同士の接触事故等の発生を未然に防止するとともに、軽車両の通行ルールの斉一性を向上させ、通行ルールの徹底を図るために、軽車両が通行できる路側帯を道路の左側に設けられたものに限ることにより、路側帯における軽車両の進行方向を一方に限定することとされたものである。

イ 内容

軽車両が、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き通行することができる路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を、道路の左側部分に設けられたものに限ることとされた（法第17条の2第1項、交通の方法に関する教則（改正告示による改正後の交通の方法に関する教則

(昭和53年国家公安委員会告示第3号)をいう。以下「教則」という。)第3章第2節1(3)及び交通安全教育指針(改正告示による改正後の交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)をいう。以下「指針」をいう。)第2章第2節2(4)イ(オ)b)。

ウ 留意事項

改正法の施行により、軽車両が通行することのできる路側帯の範囲が変更されることから、特に自転車利用者に対して、交通安全教育等を通じ、変更後の正確な通行ルールの周知に努めること。

あわせて、警察職員に対しては、全自転車利用者の模範となるよう、本改正内容を含めた自転車の通行ルールについて、改めて周知徹底を図ること。

また、改正法の施行により軽車両が通行できる路側帯が道路の左側部分に設けられたものに限定された後も、安全な自転車通行環境が確保されるよう、普通自転車専用通行帯、路側帯等における違法駐停車車両の指導取締りの積極的な実施にも努めること。

(3) その他自転車利用者対策の推進(交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の改正)

ア 趣旨

自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言(平成24年12月、自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会)や昨今の交通事故情勢等を踏まえ、自転車の安全な利用に向けた広報啓発・普及促進を図るべきであることから、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針において、自転車の安全な利用のために推奨される事項が追加されたものである。

イ 内容

- (ア) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際にシートベルトを着用させることなどの幼児が自転車に乗車する際の留意事項について記述された(教則第3章第1節1(8)並びに指針第2章第1節2(3)及び同節4(4))。
- (イ) 夜間における反射材用品等の着用を推奨することについて記述された(教則第3章第1節1(9)及び指針第2章第2節2(4)イ(イ))。
- (ウ) 自転車の運転者に対して交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入を推奨することについて記述された(教則第3章第1節1(10)及び指針第2章第5節4(2)イ(オ))。
- (エ) 自転車を駐車する際に点字ブロックの上を避けることなどの自転車の正しい駐車方法について記述された(教則第3章第2節4(6)及び指針第2章第5節4(2)イ(エ))。

ウ 留意事項

指針第2章第2節2(4)イにおいて、児童に対する交通安全教育の内容として記述した「夜間における反射材用品等の着用の推奨」については、児童に対する教育にとどまらず、中学生、高校生、成人等に対しても実施すべきものであることに留意する

こと。

3 外国運転免許証制度に関する規定の整備

(1) 趣旨

従来、外国運転免許証制度により、道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号。以下「ジュネーブ条約」という。）に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域として政令で定めるもの（以下「政令国」という。）が発給した運転免許証で日本語による翻訳文が添付されたものを所持する者については、本邦に上陸した日から起算して1年間、当該外国運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとされている。

この度、スロベニア共和国及びモナコ公国の運転免許証制度について、これらの国の要請に基づき調査を実施したところ、我が国と同等の水準にあると認められたことから、両国を政令国に加えることとされた。

また、現在、政令国であるイタリア共和国は、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給することとなったため、外国運転免許証制度の対象となるための要件である「国際運転免許証を発給していない国又は地域」に該当しないことから、イタリア共和国を政令国から削ることとされた。

(2) 内容

我が国と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国として、スロベニア共和国及びモナコ公国を加え、イタリア共和国を削ることとされた（令第39条の4）。

4 その他

(1) 運転免許申請時に必要となる添付書類に関する規定の整備

ア 趣旨

平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により、多数の者がその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている。このような避難住民（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）は、避難場所（同法第4条第1項の避難場所をいう。以下同じ。）に生活の本拠を移していると認められることから、免許の申請は住所たる当該避難場所を管轄する公安委員会に対して行うこととなる。

しかしながら、避難住民は、当該避難場所を住所として記載した住民票の写しを添付することができないため、現在、避難住民が免許の申請を行う際には、住民票の写しのほか、届出避難場所証明書を免許申請書に添付させた上で、当該避難場所を管轄する公安委員会に提出させるとの運用を行っているところ、この運用について、法令上の根拠を設けることとされた。

イ 内容

避難住民が免許の申請を行う際に必要となる添付書類として、届出避難場所証明書が定められた（府令第17条第2項）。

(2) 二輪車対策の推進（交通の安全に関する教則及び交通安全教育指針の改正）

二輪車による死亡事故において頭部以外を損傷する事故が多いことから、二輪車に乗車する際にプロテクターの着用を推奨することについて、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針に記述された（教則第8章第1節3及び指針第2章第5節2(2)イ(ア)b(a)）。

5 経過措置

- (1) 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされた（改正令附則第2項）。
- (2) 外国運転免許証制度に係る改正規定並びに道路交通法施行令別表第2の改正規定の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によるものとされた（改正令附則第3項）。
- (3) 道路交通法施行令別表第2の改正に伴い、施行前にした行為に対する令別表第4の適用については、なお従前の例によることとされた（改正令附則第4項）。

（交通企画課企画係）